給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第８号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目31番地８
再生債務者　名取　輝雄
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月２日まで
平成22年８月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１号
宮城県角田市稲置字舘林16番地
再生債務者　吾妻　正光
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月４日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月２日まで
平成22年８月12日
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（再ロ）第２号
富山市婦中町小倉1669番地１
再生債務者　生田　敏秋
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月２日まで
平成22年８月12日　富山地方裁判所

平成２２年（再ロ）第２号
石川県白山市月橋町311番地６
再生債務者　落合　和広
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月７日まで
平成22年８月12日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第４号
松山市来住町443番地８
再生債務者　青木　博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年９月10日まで
平成22年８月13日　松山地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山204番地４
再生債務者　佐藤　孝之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（再ロ）第４０号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―346号
再生債務者　町野まさえ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１００１９号
兵庫県明石市本町２―９―19―Ⅱ―903
再生債務者　鶴瀬　達彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０号
仙台市青葉区千代田町９番31―３号
再生債務者　板橋　　満
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１６号
神奈川県海老名市柏ケ谷1084番地の１クリオかしわ台603号室
再生債務者　下地　和巳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１２号
大津市栄町22番10―1003号
再生債務者　槇尾　幸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月13日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第３号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―1007号
再生債務者　山下　幸祥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第２号
奈良県大和郡山市若槻町243番地
再生債務者　渕上　省吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月12日　奈良地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町15番10号
再生債務者　森　　一義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月13日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（再ロ）第３号
札幌市手稲区金山１条３丁目１番61号
再生債務者　伊藤　彰英
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年８月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月13日
札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年八月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十六日
掲載貢　一一七貢（号外第一五六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月二日
掲載貢　八十六貢（号外第一六一号）
平成二十二年八月二十三日
札幌市西区二十四軒四条三丁目一番一号
（甲）北海道紙商事株式会社
代表取締役　高橋　清剛
札幌市西区西町南一一丁目二番二四号
（乙）森田洋紙株式会社
代表取締役　森田　伸介

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
九日の株主総会の承認決議は平成二十二年七月二十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十五日
掲載貢　八十四貢（号外第一四九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十五日
掲載貢　八十六貢（号外第一四九号）
平成二十二年八月二十三日
山形県鶴岡市山田字油田九七番地
（甲）ＴＤＫ庄内株式会社
代表取締役　佐々木善伸
長野県飯田市松尾明七六五九番地
（乙）ＴＤＫ飯田株式会社
代表取締役　佐々木善伸